

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	社会保険に関する手続

局名	年金局 保険局 労働基準局 職業安定局
----	------------------------------

社会保険及び労働保険（以下「社会保険等」という。）に関する届出について、事業主が届け出る必要がある厚生年金保険、健康保険、労働保険及び雇用保険の手続は合計 123 種類であり、このうち、基本計画の対象となる年間 100 件以上の手続は 105 種類である。

基本計画の対象手続については、手続件数が多い上位 20 位の手続にコスト削減効果が見込まれる手続等を加えた 28 種類で、社会保険等の手続全体の大部分を占めている（約 90%）。

対象手続について、事業主の届出頻度を考慮して類型化すると以下のとおり整理できる。

A 特定の時期に提出するもの

- ・被保険者賞与支払届（賞与支払届）（厚生年金保険）
- ・被保険者報酬月額算定基礎届（算定基礎届）（厚生年金保険）
- ・厚生年金保険 70 歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届（厚生年金保険）
(平成 30 年 3 月より、各種被保険者向け届書と統合済み)
- ・被保険者賞与支払届（健康保険）
- ・被保険者報酬月額算定基礎届（健康保険）
- ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書（継続）（労働保険）
- ・労働保険労働保険料・石綿健康被害救済法一般拠出金還付請求書（労働保険）
- ・労働保険一括有期事業報告書（労働保険）

B 定期的又は不定期に提出するもの

- ・被保険者住所変更届（住所変更届）（厚生年金保険）
- ・被保険者氏名変更届（氏名変更届）（厚生年金保険）
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（月額変更届）（厚生年金保険）
- ・被扶養者異動届（厚生年金保険）
- ・被保険者住所変更届（健康保険）
- ・被扶養者異動届（健康保険）

- ・健康保険被保険者証再交付申請書（健康保険）
- ・高年齢雇用継続給付支給申請（雇用保険）
- ・育児休業給付支給申請（雇用保険）
- ・労働保険名称、所在地等変更届（労働保険）
- ・労働保険一括有期事業開始届（労働保険）
- ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書（有期）（労働保険）

C 基本的に、1回限り提出するもの

- ・被保険者資格取得届（資格取得届）（厚生年金保険）
- ・被保険者資格喪失届（資格喪失届）（厚生年金保険）
- ・健康保険被保険者資格証明書交付申請書（厚生年金保険）
- ・被保険者資格取得届（健康保険）
- ・被保険者資格喪失届（健康保険）
- ・被保険者資格取得届（雇用保険）
- ・被保険者資格喪失届（雇用保険）
- ・労働保険関係成立届（労働保険）

1 手続の概要及び電子化の状況

手続の類型毎に、手続の概要及び電子化の状況を以下のとおり記載する。

A 特定の時期に提出するもの

(1) 被保険者賞与支払届（賞与支払届）（厚生年金保険）

① 手続の概要

従業員に支給した賞与について、事業所を管轄している年金事務所に届け出るもの。この届出は、保険料や保険給付の額の基礎となる標準賞与額を決定するためのものである。

② 電子化の状況

非オンライン（紙媒体及びCD/DVD）：87% オンライン：13%

(2) 被保険者報酬月額算定基礎届（算定基礎届）（厚生年金保険）

① 手続の概要

7月1日現在の被保険者全てに係る（その年の）4月、5月及び6月に支給した報酬について、事業所を管轄している年金事務所に届け出るもの。この届出は、毎年1回、その年の9月から翌年8月までの保険料や保険給付の額の基礎となる標準報酬月額を決定するためのものである。

② 電子化の状況

非オンライン（紙媒体及びCD/DVD）：91% オンライン：9%

(3) 厚生年金保険 70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届（厚生年金保険）

① 手続の概要

70歳以上被用者に係る以下に掲げる事象について、事業所を管轄している年金事務所に届け出るもの。

- ・標準報酬月額相当額は、実際に4月、5月及び6月に支給した報酬の平均月額にあわせて毎年改定されるため、原則、7月1日から10日までに、各被用者の報酬を記入し、提出する（算定基礎届）。
- ・固定的賃金が変動した場合、当該月以降3ヶ月間の報酬の平均月額を計算して、標準報酬月額相当額が2等級以上変わったときは、改定が行われる。該当する70歳以上被用者がいる場合に提出する（月額変更届）。
- ・賞与を支給した時は、5日以内に提出する（賞与支払届）。

② 電子化の状況

非オンライン（紙媒体及びCD/DVD）：93% オンライン：7%

(4) 被保険者賞与支払届（健康保険）

① 手続の概要

事業主は、健康保険組合（以下「健保組合」という。）に、従業員に賞与を支給した時、「被保険者賞与支払届」を提出する。

この届出は、保険料の基礎となる標準賞与額を健保組合が決定するため必要となる

届出である。

② 電子化の状況

非オンライン（紙媒体及びCD/DVD）：99% オンライン：1%

（5）被保険者報酬月額算定基礎届（健康保険）

① 手続の概要

事業主は、健保組合に、7月1日現在のすべての被保険者のその年の4月から6月までの3月間に支給した報酬について、「被保険者報酬月額算定基礎届」を提出する。

この届出は、その年の9月から翌年8月までの保険料や保険給付の額の基礎となる標準報酬月額を決定するために必要となる届出である。

② 電子化の状況

非オンライン（紙媒体及びCD/DVD）：99% オンライン：1%

（6）労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書（継続）（労働保険）

① 手続の概要

事業主は、保険年度ごとに、労働保険料額等を記載した申告書をその保険年度の6月1日から40日以内等に申告しなければならない。

② 電子化の状況

紙媒体：93% 電子申請：7%

（7）労働保険労働保険料・石綿健康被害救済法一般拠出金還付請求書（労働保険）

① 手続の概要

事業主は、確定保険料の申告の際、概算保険料に超過額がある場合には、還付請求書を提出し、還付を請求する。

② 電子化の状況

紙媒体：97% 電子申請：3%

（8）労働保険一括有期事業報告書（労働保険）

① 手続の概要

有期事業の一括を行った事業主は、事業終了後50日以内等に、請負金額や賃金総額等を記載した一括有期事業報告書を提出しなければならない。

② 電子化の状況

紙媒体：95% 電子申請：5%

B 定期的又は不定期に提出するもの

（1）被保険者住所変更届（住所変更届）（厚生年金保険）

① 手続の概要

被保険者の住所が変わった場合に、当該住所の変更について事業所を管轄している年金事務所に届け出るもの。

基礎年金番号とマイナンバーの紐付けが完了している厚生年金保険被保険者について、マイナンバー制度の基盤を活用した行政機関間のバックヤード連携により平成30年3月5日より、届出を省略することとした。

② 電子化の状況

非オンライン（紙媒体及びCD/DVD）：84% オンライン：14% 届出省略：2%

（2）被保険者氏名変更届（氏名変更届）（厚生年金保険）

① 手続の概要

被保険者の氏名が変わった場合に、当該氏名の変更について事業所を管轄している年金事務所に届け出るもの。

基礎年金番号とマイナンバーの紐付けが完了している厚生年金保険被保険者について、マイナンバー制度の基盤を活用した行政機関間のバックヤード連携により平成30年3月5日より、届出を省略することとした。

② 電子化の状況

非オンライン（紙媒体及びCD/DVD）：91% オンライン：7% 届出省略：2%

（3）健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（月額変更届）（厚生年金保険）

① 手続の概要

昇（降）給等で固定的賃金に変動があった場合等に、報酬月額の変更について事業所を管轄している年金事務所に届け出るもの。

② 電子化の状況

非オンライン（紙媒体及びCD/DVD）：83% オンライン：17%

（4）被扶養者異動届（厚生年金保険）

① 手続の概要

扶養家族を被扶養者とする場合や、既に被扶養者となっている扶養家族に異動があった場合に、当該内容について事業所を管轄している年金事務所に届け出るもの。

② 電子化の状況

非オンライン（紙媒体及びCD/DVD）：91% オンライン：9%

（5）被保険者住所変更届（健康保険）

① 手続の概要

事業主は、健保組合に、従業員が住所地を変更したとき、事象発生から5日以内に、「被保険者住所変更届」を提出する。

この届書は、健康保険の被保険者の住所を変更するために必要となる届出である。

② 電子化の状況

非オンライン（紙媒体及びCD/DVD）：78% オンライン：22%

（6）被扶養者異動届（健康保険）

① 手続の概要

事業主は、被保険者が被扶養者を有するとき、又は有するに至ったとき、届出事項に変更があったとき、被保険者から「被扶養者異動届」を受理し、これを健保組合に提出する。

この届書は、被扶養者の異動のために必要となる届出である。

② 電子化の状況

非オンライン（紙媒体及びCD/DVD）：98% オンライン：2%

（7）健康保険被保険者証再交付申請書（健康保険）

① 手続の概要

事業主は、被保険者が被保険者証を破損や紛失した際、被保険者から「健康保険被保険者証再交付申請書」を受理し、これを全国健康保険協会に提出する。

この届書は、被保険者証を再交付するために必要となる届出である。

② 電子化の状況

非オンライン（紙媒体及びCD/DVD）：100% オンライン：0%

（8）高年齢雇用継続給付支給申請（雇用保険）

① 手続の概要

被保険者が、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けようとするときに、（事業主を通じ）ハローワークに対して申請する手続。

② 電子化の状況

非オンライン：88% オンライン 12%

（9）育児休業給付支給申請（雇用保険）

① 手続の概要

被保険者が、育児休業給付金の支給を受けようとするときに、（事業主を通じ）ハローワークに対して申請する手続。

② 電子化の状況

非オンライン：83% オンライン 17%

（10）労働保険名称、所在地等変更届（労働保険）

① 手続の概要

事業主は、事業主の氏名又は名称、住所又は所在地等を変更した場合は、変更があった日の翌日から10日以内に、労働保険名称、所在地等変更届を提出しなければならない。

② 電子化の状況

紙媒体：95% 電子申請：5%

（11）労働保険一括有期事業開始届（労働保険）

① 手続の概要

建設業の事業主が同時期に行う複数の有期事業については、一定の条件の下、労働保険上は同一の事業とみなして保険料の支払い等を行うこととしている（有期事業の一括）。

該当する事業主は、一括する事業を開始した時は、その開始日の属する月の翌月10日までに、事業の名称、所在地、事業予定期間等を記載した労働保険一括有期事業開始届を提出しなければならない。

② 電子化の状況

紙媒体：97% 電子申請：3%

(12) 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書（有期）（労働保険）

① 手続の概要

有期事業を行う事業主は、保険関係が成立した日から20日以内等に、労働保険料額等を記載した申告書を提出し、保険料を納付しなければならない。

② 電子化の状況

紙媒体：94% 電子申請：6%

C 基本的に、1回限り提出する書類

(1) 被保険者資格取得届（資格取得届）（厚生年金保険）

① 手続の概要

従業員を新たに採用した場合において、事象発生から5日以内に、当該内容について事業所を管轄している年金事務所に届け出るもの（届書を提出すると、従業員は、健康保険・厚生年金保険の被保険者となり、健康保険被保険者証が交付される。）。

② 電子化の状況

非オンライン（紙媒体及びCD/DVD）：83% オンライン：17%

(2) 被保険者資格喪失届（資格喪失届）（厚生年金保険）

① 手続の概要

従業員が退職した場合等において、事象発生から5日以内に、当該内容について事業所を管轄している年金事務所に届け出るもの（従業員が亡くなった場合にも同じ手続が必要。）。

② 電子化の状況

非オンライン（紙媒体及びCD/DVD）：85% オンライン：15%

(3) 健康保険被保険者資格証明書交付申請書（厚生年金保険）

① 手続の概要

健康保険の被保険者又は被扶養者となる人が早急に医療機関で受診する予定がある場合において、健康保険被保険者証が交付されるまでの間の健康保険被保険者資格

を証明するものとして、年金事務所の窓口で「健康保険被保険者資格証明書」を交付しており、当該証明書の交付について事業所を管轄している年金事務所に申請するもの。

② 電子化の状況

非オンライン（紙媒体及びCD/DVD）：100% オンライン：0%

（4）被保険者資格取得届（健康保険）

① 手続の概要

事業主は、健保組合に、従業員を新たに採用したとき、事象発生から5日以内に、「被保険者資格取得届」を提出する。

この届書は、健康保険の被保険者を決定するために必要となる届出である。

② 電子化の状況

非オンライン（紙媒体及びCD/DVD）：97% オンライン：3%

（5）被保険者資格喪失届（健康保険）

① 手続の概要

事業主は、健保組合に、従業員が退職したとき、事象発生から5日以内に、「被保険者資格喪失届」を提出する。

この届書は、健康保険の被保険者資格の喪失するために必要となる届出である。

② 電子化の状況

非オンライン（紙媒体及びCD/DVD）：97% オンライン：3%

（6）被保険者資格取得届（雇用保険）

① 手続の概要

事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となつたときにハローワークに対し届け出る手続。

② 電子化の状況

非オンライン：83% オンライン 17%

（7）被保険者資格喪失届（雇用保険）

① 手続の概要

事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったときにハローワークに対し届け出る手続。

② 電子化の状況

非オンライン：79% オンライン：21%

（8）労働保険関係成立届（労働保険）

① 手續の概要

事業主は、事業を開始した日から10日以内に、事業主の氏名又は名称、住所、事業の種類、事業の行われた場所等を記載した労働保険関係成立届を提出しなければな

らない。

② 電子化の状況

紙媒体：93% 電子申請：7%

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

社会保険等の手続の行政コスト削減にあたっては、「行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト）」「同じ情報は一度だけ（ワンスオンリー）」「書式・様式の統一（ワンストップ）」の三原則に沿って見直しを行う。

具体的には、社会保険等の手続について、3年間（一部5年間）で以下の対策を実施することにより、社会保険等の手続全体として手続コストを20%削減する。

ア. 手続のオンライン化の推進

① 電子申請の義務化

現在、例えば厚生年金保険の届出において、紙媒体、CD・DVD 及び電子申請のいずれかを選択できる仕組みとなっていることが、電子申請推進の阻害要因となっている。

このため、大法人の事業所（資本金の額、出資金の額等が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社に係る適用事業所をいう。以下同じ。）については、原則、紙媒体及び CD・DVD によらず電子申請を義務化する。社会保険労務士又は社会保険労務士法人が、大法人の事業所に代わって手続を行う場合も同様とする。

実施に当たっては、速やかに切り替えられる事業所から順次切り替えを行い、令和2年4月1日以後に開始する当該大法人の事業所の事業年度から、電子申請により行うものとする。また、上記の義務化の要件に該当しない事業所についても、あわせて電子申請への移行を促すこととする。

健保組合については、電子申請移行への環境を提供する方策として、届書における本人署名等の省略、電子申請ガイドラインの策定、マイナポータル等を利用した電子申請環境の構築により、電子申請環境が整っていない健保組合への電子申請の導入を図る。

また、上記対策を行うに当たっては、API ソフトの普及や e-Gov の利便性向上に向けた対策を併せて講じることとする。

加えて、全国社会保険労務士会連合会等に対し、上記の義務化要件に該当しない事業所を含め、電子申請の促進に関し、必要な協力要請等を行う。

② API (Application Programming Interface) の活用推進

事業主は API ソフトを利用することにより、社内で利用している人事・労務管理のデータを用いて、申請に必要な添付書類を自動作成し、申請毎に添付書類を作ることなく電子申請が可能になる。

外部連携 API 対応の労務管理等ソフトウェアについて、年数回程度であったソフトウェアベンダーとの協議の開催頻度を上げて実施するほか、より広くソフトウェアベンダーから意見を募集する機会も設ける。これらの取組において受け付けた意見を踏まえて対応した結果を公表する。さらに、当該結果を踏まえ、外部連携 API による申請を普及促進し、ユーザビリティを向上させるための施策を実施する。

③ 全国的な取扱いの統一

各制度において、ローカルルールが生じることのないよう、引き続き、各実施機関と

連携の上、全国的な取扱いの統一を徹底する。具体的には、厚生年金保険については、毎年7月10日の時点で、報酬月額の変更に該当しそうな従業員に係る被保険者報酬月額算定基礎届の届出を不要とする対応を全国的に可能とする通知を平成31年3月に発出した。雇用保険については、平成30年3月に事務連絡を発出し、各所が独自の添付書類の廃止等の指示を行うとともに、同年12月には照合省略の手続の見直しを行った。

④ 組織を挙げた利用勧奨

年金事務所、ハローワーク、労働基準監督署にリーフレットを設置したり、既に実施している取組である、企業への直接訪問を通じた電子申請の利用勧奨について、より効果的な方法を検討し、順次実施する。また、事業主向け説明会等において、電子申請の更なる周知を徹底する。具体的には、厚生年金保険については、平成30年度に電子申請の利用促進について、動画を作成しデモンストレーションを行うこととしており、平成30年9月以降、各年金事務所の待合室等に設置しているモニターや日本年金機構ホームページで本動画を放映し、普及に努めている。さらに、ハローワーク等に来訪する事業主に対して、実際の申請画面を利用し電子申請の申請方法、特長等の説明、デモンストレーションを行い、電子申請のPRを行う。

加えて、社会保険等の電子申請手続について、制度に関する部分も含め相談できるようコールセンターを充実させる。具体的には、厚生年金保険については、平成30年1月より、事業主からの照会対応を行う専用ダイヤルを設置し、平成30年9月以降は、利用方法や処理状況を含めた電子申請等全般に関する問い合わせにも対応するなど、1か所のコールセンターで総合的に対応している。労働保険・雇用保険については、既に設置しているコールセンターにおいて、電子申請に係る質問にこれまで以上に適切な対応を行えるよう、コールセンター職員向けのQ&Aを改訂し、対応の充実を図った。

なお、このようなコールセンターにおける対応を充実させる取組の一環として、電話による案内では対応が不十分なケースがないかについて、来訪者やサービス利用者等に対して、ニーズ調査を実施中であり、令和元年度以降、その結果も踏まえて、引き続きサービス対応の充実に取り組む。

併せて、電子申請について紙媒体での届出よりも優先して処理を行うことで電子申請へのインセンティブを付与する。

これらの取組を通じて、電子申請の利用を促すようデジタルファーストを徹底し、組織を挙げた利用勧奨を行う。

イ. バックヤード連携の徹底

⑤ マイナンバー連携による手続廃止

電子申請の推進と併せて、マイナンバー制度の基盤を活用した行政機関間のバックヤード連携を進めることで、厚生年金保険被保険者の住所変更情報の更新手続等の省略を進め、事業主の申請負担の軽減を図る。具体的には、厚生年金保険被保険者の住所変更届、氏名変更届及び生年月日変更届（2号被保険者及び3号被保険者に関する生年月日変更に限る。）について、日本年金機構（以下「機構」という。）において、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けが完了している厚生年金保険被保険者について、平成30年3月5日より、届出の省略を可能とした。また、平成30年3月5日より、被保険者資格取得届について、基礎年金番号に代えて、マイナンバーを記載して手続きできるようにし、これにより、事業主が従業員の採用時に年金手帳による基礎年金番号の確認をし

ていたケースにおいて、この確認を不要とした。

雇用保険の高年齢雇用継続給付金に係る年齢確認書類については、マイナンバーの記載がある場合の省略を検討する。

⑤ 従業員本人の押印・署名の省略

厚生年金保険関係手続について、事業主を経由して提出される届出のうち、従業員本人の押印・署名を求めている届出は9種類あるが、これらの手続のうち、事業主と従業員の利益が相反する可能性があり、従業員本人の意思を確実に確認する必要のある手続（2種類）、内閣官房が策定した「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）におけるリスク評価を踏まえた検討を行う必要がある郵送通知物の宛先となる住所及び氏名の変更に係る手続き（2種類）を除き、その他5種類については、事業主が「本人が当該届出を提出する意思を確認しました。」と記載することで、申出者署名欄の本人の押印・署名を省略することを可能とする通知を平成31年3月に発出した。

健康保険関係手続について、事業主を経由して提出される届出のうち、従業員本人の押印・署名を求めている届出は7種類あるが、これらの手続のうち、事業主と従業員の利益が相反する可能性があり、従業員本人の意思を確実に確認する必要のある手続（2種類）を除き、その他5種類については、事業主が「本人が当該届出を提出する意思を確認しました。」と記載などの方法で、申出者署名欄の本人の押印・署名を省略することを可能とする。取組を令和元年度上半期中に実施する。

雇用保険関係手続においては、事業主による届出又は事業主を経由して提出される届出のうち、従業員本人の押印・署名を求めている届出は4種類ある。このうち離職証明書を除き、平成30年10月から一定の要件を満たした場合には本人の押印・署名の省略を可能とした。

⑦ 登記事項証明書の添付省略

「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）においては、「登記事項証明書（商業法人）の提出を必要とする全手続について、情報連携の仕組みが構築される2020年度以降、登記事項証明書の提出の原則不要化を実現することとされており、社会保険等の手続についても、情報連携の仕組みの構築を前提として、添付を省略することを検討する。

⑧ 新たなサービス等との連携策について

「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）において位置づけられている『法人設立手続のオンライン・ワンストップ化』のうち、『登記後の手続のワンストップ化』について、令和2年1月目途の実施に向けて、関係省庁と共に準備を進める。

また、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」において、「社会保険の採用・退職時等の手続について、マイナポータルのAPIとの連携を早期に実現し、令和2年4月から法人共通認証基盤を利用したID・パスワード方式の導入を目指す。」とされている。そこで、関係省庁の協力のもと、ID・パスワード方式による届出に対応したソフトを2020年4月から無償提供できるよう準備を進めるとともに、民間ソフトウェアを用いた手続についてもID・パスワード方式による届出が可能となるよう、ソフトウェアベンダーに対して、逐次の情報提供・働きかけを行う。

ウ. 「ワンストップ化」の実現

⑨ 届出様式の統一

電子申請の推進と併せて、なお一定程度残ると考えられる紙媒体での届出についても見直しを実施する。

具体的には、厚生年金保険、健康保険（※1）、労働保険及び雇用保険の各手続において届出契機が同じ4種の手続（※2）について統一化した届出様式を新たに設け、事業主の申請負担の軽減を図る。

統一様式の運用は令和元年度からとし、新様式に対するシステム改修が生じることから、令和3年度末までの5か年で取り組む。

※1 健保組合を除く

※2 新規適用届（適用事業所設置届、労働保険関係成立届）、適用事業所全喪届（適用事業所廃止届）、被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届

⑩ ワンストップ受付窓口の設置

統一様式については、受付窓口も統一化し、年金事務所、労働基準監督署及びハローワークにおいてそれぞれ一括して受け付けることを可能とする。

各手続の削減方策については以下のとおり。

※ 削減効果は、いずれも、平成 29 年 6 月までに厚生労働省が実施した事業所ヒアリングに基づき試算したものであり、今後、対策を進める中で、電子申請の利用比率が想定と異なって推移すること等により、記載している削減効果は変化しうる。また、大法人の事業所における電子申請の義務化などの効果が上乗せとなる。

I 厚生年金保険に関する手続

厚生年金保険に関する手続のうち、年間の届出件数が多く、また届出に際して添付書類が少ない、被保険者賞与支払届、被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の 3 届出については、大法人の事業所について、電子申請を義務化し、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する当該大法人の事業所の事業年度に適用することとする。義務化の対象となる法人については、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において、電子申請率は 100% となる。

(1) 被保険者賞与支払届（賞与支払届）（厚生年金保険）

被保険者賞与支払届については、現在、機構から事業主に対して、機構が保有する情報を事前に印字した紙の書類か、当該情報を格納した CD・DVD か、どちらかを選択させる方法で情報を提供している（ターンアラウンド方式）。

一方、事業主から機構への届出に関しては、上記の情報提供の方法（紙又は CD・DVD）に関わらず、任意の方法で届出することが可能となっている。すなわち、紙媒体で届出する事業所、CD・DVD で届出する事業所、外部連携 API 対応のソフトウェアを用いて電子申請を行う事業所及び e-Gov から直接電子申請を行う事業所が混在しているのが実情である。

【阻害要因】

（阻害要因 1）

上記のとおり、機構から事業主への情報提供は、紙媒体又は CD・DVD である一方で、届出方法は事業主の任意の方法で可能となっている。したがって、届出方法の選択は、事業主が最も慣れている方法を継続して利用することとなり、電子申請に切り替わる機会が少ない。

（阻害要因 2）

機構における事務処理については、紙や CD・DVD による届出を主として構築されており、必ずしも、電子申請に適した事務処理となっていないのが実情である。したがって、機構及び事業主にとって、電子申請が利便性のある届出としてメリットを感じにくい状況となっている。

【対策】

- ・大法人の事業所については、原則、賞与支払届について、電子申請へ切り替える。
その際には、速やかに切り替えられる事業所から順次切り替えを行い、一定期間経過後、電子申請とする。また、義務化の要件に該当しない法人の事業所についても、可能な限り、電子申請への移行を促すこととする。
- ・大法人の事業所に係る電子申請の義務化に関するリーフレットを作成し、令和元

年5月より配布している。

- ・機構内の事務処理については、電子申請に関する事務処理に関して、マニュアルを整備し、各事務センターでの処理を統一化・迅速化する。また、形式的な内容チェックを可能とするようなシステム改修を進め、引き続き、電子申請の利便性向上を目指す。
- ・現在、CD・DVDを選択している事業所においても、郵送ではなく窓口に持ち込む例が一定程度あるが、厚生労働省にて実施した事業所ヒアリングの結果によると、年金事務所から郵送での届出の勧奨を行ったところ、これまで窓口に届書を持ち込んでいた事業所が、郵送に切り替えることとした事例が見られたことから、継続して、年金事務所より事業所に対して郵送での届出の勧奨を行い、原則、CD・DVDを選択している全ての事業所に対して、郵送を依頼することとする。
- ・自社データを既に整備、保有している企業については、書類の提出方法について、自社データを活用して、e-Govを介した電子申請に移行することを促す。その際には、APIソフトの普及やe-Govの利便性向上に向けた対策を併せて講じる。また、電子証明書の取得方法を分かりやすく説明したり、電子申請が可能な手続一覧を周知したりすることが、利便性向上に向けた対策になると考えられる。

【削減効果】

14%

(2) 被保険者報酬月額算定基礎届（算定基礎届）（厚生年金保険）

被保険者報酬月額算定基礎届については、賞与支払届と同様の阻害要因を抱えていると考えられるため、賞与支払届に係る対策と同様の対策を講じる。作業時間や移行率の考え方も賞与支払届と同様とする。

【削減効果】

13%

(3) 厚生年金保険 70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届（厚生年金保険）

厚生年金保険 70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届については、平成30年3月5日より、被保険者用の届出である、算定基礎届、月額変更届及び賞与支払届に様式が統合された。したがって、実施する対策は、上記(1)、(2)及び下記(6)と同様に、大法人の事業所については、原則、電子申請へ切り替える対策を行うこととする。

(4) 被保険者住所変更届（住所変更届）（厚生年金保険）

【阻害要因】

- ・従業員の住所変更が生じる都度、書類を作成する必要があるが、一人当たりの記載事項が多くないため、作業に従事する者にとっては、紙媒体、CD/DVDによる申請及び電子申請のいずれの申請方法でも作業の負担感に大差がないと感じられている。
- ・結果的に作業従事者が慣れている方法（多くの場合、紙媒体による届出）が選

択されている。実際、被保険者数の区分で届出状況を分析しても、規模の大小を問わず、大半が紙媒体による届出で対応している。

【対策】

- ・ 機構においては、被保険者のマイナンバー収録を順次行っており、今後、事業主に対しては、従業員のうち、機構にてマイナンバーを収録できていない者がある場合について、その状況を事業主に通知し、マイナンバー収録への協力を呼びかける取組を今後継続していく。このような取組を通じマイナンバーをキーとして、被保険者の住所変更情報を隨時、更新することが可能となる。これにより、住所変更届については、平成30年3月5日より、基礎年金番号とマイナンバーが紐付いている者の住所変更届については、原則、届出を省略した（外国人や海外在住者等の対応がごくわずか残るのみ）。

【削減効果】

100%

（5）被保険者氏名変更届（氏名変更届）（厚生年金保険）

【阻害要因】

- ・ 住所変更届と同様、氏名変更届についても簡易な作業で対応できるため、紙媒体、CD/DVD 及び電子申請のいずれの申請方法でも作業の負担感に大差がなく、結果として作業に従事する者の多くが慣れている紙媒体による届出が選択されている。

【対策】

- ・ マイナンバーをキーとして、被保険者の氏名変更情報を随时、更新することが可能となる。これにより、平成30年3月5日より、基礎年金番号とマイナンバーが紐付いている者の氏名変更届については、原則、届出を省略した（外国人や海外在住者等の対応がごくわずか残るのみ）。

【削減効果】

100%

（6）健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（月額変更届）（厚生年金保険）

- ・ 月額変更届は、賞与支払届と同様の阻害要因を抱えていると考えられるため、賞与支払届に係る対策と同様の対策を講じる。作業時間や移行率の考え方も賞与支払届と同様とする。

【削減効果】

15%

（7）被扶養者異動届（厚生年金保険）

【阻害要因】

- ・ 様式上、被扶養者欄のうち、配偶者について押印が必要となっている。

【対策】

- ・ 配偶者の押印・署名については、前述（2イ⑥）のとおり、事業主が「本人が当

該届出を提出する意思を確認しました。」と記載し、本人の意思確認を行ったことを確認することで、省略する取組を「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」を踏まえて、平成31年3月に通知した。

【削減効果】

6%

(8) 被保険者資格取得届（資格取得届）（厚生年金保険）

【阻害要因】

- ・ 資格取得届については、事業主に健保組合がある場合には、機構及び健保組合に書類を提出し、その後、自社健保組合から健康保険被保険者証が発行される。
- ・ 一方、協会けんぽの場合には、事業主は書類をまとめて機構に提出し、機構でまずデータ入力が行われ、当該データが協会けんぽに転送され、その後、健康保険被保険者証が発行される。したがって、事業主や従業員にとっては、健康保険被保険者証を取得するまでに、一定の期間（4月等の繁忙期の場合、2週間～約1か月）を要することとなっている。

【対策】

- ・ 当面、機構の事務処理を最大限迅速化し、データ入力が速やかに実施される事務処理体制を構築し、標準処理期間を設定する。
- ・ 資格取得届を作成する際に、基礎年金番号の確認のため従業員に対し年金手帳の提出を求めていたが、平成30年3月5日より、マイナンバーで手続をしていただくことにより、年金手帳による基礎年金番号の確認を不要とした。

【削減効果】

23%

(9) 被保険者資格喪失届（資格喪失届）（厚生年金保険）

【阻害要因】

- ・ 協会けんぽの資格喪失届の提出の際には、被保険者及び被扶養者は、これまで使用していた健康保険証を添付し、機構を通じて協会けんぽに提出しなければならない。
- ・ また、事業主や従業員にとっては、速やかに手続が完了することが期待されているが、現状、紙媒体による届出の方が、CD・DVDや電子申請による届出よりも、機構における処理に要する期間が短いため、結果として、紙媒体の届出を行う事業所が多い状況となっている。
- ・ 加えて、資格喪失届の提出の際に返却する健康保険証は、CD・DVDによる届出の場合は、CD・DVDに同封するか、電子申請の場合は、別途、郵送で送付しなければならない状況である。

【対策】

- ・ 当面、機構の事務処理を最大限迅速化し、データ入力が速やかに実施される事

務処理体制を構築し、標準処理期間を設定する。

【削減効果】

23%

(10) 健康保険被保険者資格証明書交付申請書（厚生年金保険）

【阻害要因】

- ・ 緊急に健康保険被保険者証が必要となるケースがあることから、年金事務所の窓口に紙媒体による届出を持ち込み、真に緊急性を要する事案に限って、事業主等は年金事務所の窓口にて、「健康保険被保険者資格証明書交付申請書」を提出し、資格証明書を発行する事務で対応を行っている（これにより、従業員は医療機関を利用する際に、全額自己負担となることを避けることができる。）。
- ・ 結果として、紙媒体による届出が全体の大部分を占めることとなっている。

【対策】

- ・ 当面、機構の事務処理を最大限迅速化し、データ入力が速やかに実施される事務処理体制を構築し、標準処理期間を設定する。これにより、保険証発行までの期間が短縮されることとなり、結果として、そもそも、「健康保険被保険者資格証明書交付申請書」を提出する必要がなくなるため、届出件数の総数が減少することが期待できる。

【削減効果】

52%

(11) 厚生年金保険に関する手続の添付書類省略

添付書類の省略については、「デジタル・ガバメント実行計画」において、「…個々の手続について、…事後に必要に応じて情報を参考することで代替できないか等の観点から情報取得の必要性を確認する…」と記載されている（「3. 2 3) 添付書類の撤廃に向けた取組」より）。

これを踏まえて、厚生年金保険については、届出について補完的に必要として添付を求めている書類のうち、賃金台帳・出勤簿については、機構が厚生年金保険の適用事業所に対して行う調査の中で確認することで、添付を省略する対応を行うこととし、平成31年3月に通知を発出した。今後、必要なマニュアル等の改正を速やかに行い、実施する。また、法人登記簿についても、添付省略に向けて検討を行う。

(12) 70歳到達時の手続の省略

厚生年金保険の被保険者が、70歳に到達した後も同一の適用事業所に引き続き使用される場合等においては、平成31年4月より、70歳到達時の資格喪失届の提出を省略することとした。

II 健康保険に関する手続

健康保険に関する手続のうち、年間の届出件数が多く、また届出に際して添付書類が少ない、被保険者賞与支払届、被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の3届出については、大法人の事業所について、電子申請を義務化し、令和2年4月1日以後に開始する当該大法人の事業所の事業年度に適用することとする。

義務化の対象となる法人については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度において、電子申請率は100%となる。

(1) 被保険者賞与支払届（健康保険）

【方策概要】

健保組合における電子申請環境の構築

【阻害要因】

電子申請システム導入における費用対効果が健保組合毎、事業所規模により相違。

事業所の設備負担は事業所が負うため組合会（健保組合の議決機関で事業主と被保険者の代表で構成されている。）での議決が得られにくい。

人事・給与システムから電子媒体への書き込み対応で不便を感じていない。

事業主へのヒアリングにおいて、届出内容の確認については、自社のシステムから紙の帳票を印字し、紙による視認が最も的確であるため、紙媒体による届出を採用していることが確認された。

【対策】

設備投資に要する費用負担の軽減、申請のし易さなどの観点を踏まえ、マイナポータル等を利用した電子申請環境を構築し、電子申請環境が整っていない健保組合への電子申請の導入を図る。

また、電子申請環境への移行を促進するために、健保組合における電子申請ガイドラインを策定する。

【削減効果】

15%

(2) 被保険者報酬月額算定基礎届（健康保険）

【方策概要】

健保組合における電子申請環境の構築

【阻害要因】

電子申請システム導入における費用対効果が健保組合毎、事業所規模により相違。

事業所の設備負担は事業所が負うため組合会（健保組合の議決機関で事業主と被保険者の代表で構成されている。）での議決が得られにくい。

人事・給与システムから電子媒体への書き込み対応で不便を感じていない。

事業主へのヒアリングにおいて、届出内容の確認については、自社のシステムから紙の帳票を印字し、紙による視認が最も的確であるため、紙媒体による届出を採用していることが確認された。

【対策】

設備投資に要する費用負担の軽減、申請のし易さなどの観点を踏まえ、マイナポータル等を利用した電子申請環境を構築し、電子申請環境が整っていない健保組合への電子申請の導入を図る。

また、電子申請環境への移行を促進するために、健保組合における電子申請ガイドラインを策定する。

【削減効果】

15 %

(3) 被保険者住所変更届（健康保険）

【方策概要】

複数の手段により住所変更届の省略を図る。

【阻害要因】

マイナンバー連携による届出の省略については、J-LIS 利用時に費用負担が生じることから費用対効果が得られない。

【対策】

被保険者の住所情報の活用状況について把握のうえ、健康保険組合連合会と住所管理の在り方について検討を行い、その結果を踏まえた住所情報の管理手法及びそれに対応した届出の在り方を平成 31 年度中に明示する。

【削減効果】

100%

(4) 被扶養者異動届（健康保険）

【方策概要】

健保組合における電子申請環境の構築

社会保険制度における届出を電子申請で行える環境改善として、本人確認を目的とした従業員の署名・押印を省略する。

また、現在、添付を求めている住民票や所得証明書文書については、マイナンバー情報の活用を前提した添付省略を推進。

省略は平成 31 年度を予定。

【阻害要因】

電子申請システム導入における費用対効果が健保組合毎、事業所規模により相違。

事業所の設備負担は事業所が負うため組合会（健保組合の議決機関で事業主と被保険者の代表で構成されている。）での議決が得られにくい。

本人確認のため、事業主又は従業員の記名・押印を求めている。

関係文書の添付が電子申請では対応できない

電子申請ガイドラインの未策定。

本人確認のため、事業主又は従業員の記名・押印を求めているが、電子申請する場合は電子認証（有料）が必要である。

【対策】

設備投資に要する費用負担の軽減、申請のし易さなどの観点を踏まえ、マイナポータル等を利用した電子申請環境を構築し、電子申請環境が整っていない健保組合への電子申請の導入を図る。

また、電子申請環境への移行を促進するために、健保組合における電子申請ガイドラ

インを策定する。

従業員の押印・署名については、事業主が「本人が当該届出を提出する意思を確認しました。」と記載するなどの方法を用いて、本人の意思確認を行ったことを確認することで、省略する取組を令和元年度に実施する。

【削減効果】

14 %

(5) 健康保険被保険者証再交付申請書（健康保険）

【方策概要】

郵送での申請を推進するための各種広報の実施

手続コストの削減に向けた電子申請環境の構築の検討

【阻害要因】

この手続については、過去、電子申請システムを有していたが使用実績が低調だったため、廃止している。

今後、電子申請について検討する際は、事業主のニーズを十分把握する必要があるが、協会けんぽは e-Gov の受理機関になっていないことから、システム構築に莫大な費用と期間を要する。

従業員の署名・押印を求めており、電子申請に適さない。

【対策】

届出に係る事業主の負担（事業所から協会けんぽ支部への持参）を軽減する観点から、郵送での申請を推進するため、各種広報を実施する。

手続コストの削減に向けて、電子申請が事業主・加入者全体の費用・便益に照らして可能かどうかも含め、削減方策について検討する。

従業員の押印・署名については、事業主が「本人が当該届出を提出する意思を確認しました。」と記載するなどの方法を用いて、本人の意思確認を行ったことを確認することで、省略する取組を令和元年度上半期中に実施する。

【削減効果】

4 %

(6) 被保険者資格取得届（健康保険）

【方策概要】

健保組合における電子申請環境の構築

【阻害要因】

電子申請システム導入における費用対効果が健保組合毎、事業所規模により相違。

事業所の設備負担は事業所が負うため組合会（健保組合の議決機関で事業主と被保険者の代表で構成されている。）での議決が得られにくい。

電子申請ガイドラインの未策定。

人事・給与システムから電子媒体への書き込み対応で不便を感じていない。

事業主へのヒアリングにおいて、届出内容の確認については、自社のシステムから紙

の帳票を印字し、紙による視認が最も的確であるため、紙媒体による届出を採用していることが確認された。

被保険者証の即日交付が電子申請では対応ができない。

【対策】

設備投資に要する費用負担の軽減、申請のし易さなどの観点を踏まえ、マイナポータル等を利用した電子申請環境を構築し、電子申請環境が整っていない健保組合への電子申請の導入を図る。

また、電子申請環境への移行を促進するために、健保組合における電子申請ガイドラインを策定する。

【削減効果】

14 %

(7) 被保険者資格喪失届（健康保険）

【方策概要】

健保組合における電子申請環境の構築

【阻害要因】

電子申請システム導入における費用対効果が健保組合毎、事業所規模により相違。

事業所の設備負担は事業所が負うため組合会（健保組合の議決機関で事業主と被保険者の代表で構成されている。）での議決が得られにくい。

関係文書の添付が電子申請では対応できない。

電子申請ガイドラインの未策定。

人事・給与システムから電子媒体への書き込み対応で不便を感じていない。

事業主へのヒアリングにおいて、届出内容の確認については、自社のシステムから紙の帳票を印字し、紙による視認が最も的確であるため、紙媒体による届出を採用していることが確認された。

【対策】

設備投資に要する費用負担の軽減、申請のし易さなどの観点を踏まえ、マイナポータル等を利用した電子申請環境を構築し、電子申請環境が整っていない健保組合への電子申請の導入を図る。

また、電子申請環境への移行を促進するために、健保組合における電子申請ガイドラインを策定する。

【削減効果】

14 %

III 労働保険に関する手続

【対策】電子化が進まない要因としては、「電子申請の方法が分からず」、「e-Gov の初期設定が難しい・使い方が分からず」、「電子申請の場合に窓口申請よりも時間がかかることがある」等の意見があることから、これらの課題を解消すべく、労働保険における各手続について、以下の方策を行う。

ア 電子申請に係る説明会等の実施

年度更新申告期間等に際して行う事業主向け説明会等を活用するとともに、労働局及び労働基準監督署の窓口に電子申請に係るリーフレットを常置する等、電子申請について更なる周知を徹底する。

イ 電子申請体験コーナーにおける利用勧奨

年度更新申告期間を中心として、労働局及び労働基準監督署に電子申請体験コーナーを設置し、訪問する事業主に対して、実際の電子申請の画面を利用し、電子申請の申請方法、特長（保険料自動計算機能）等を説明し、更なるPRを行う。

ウ 初期設定代行サービスの実施

電子申請利用促進アドバイザーを配置し、実際に事業場を訪問し、e-Gov の初期設定及び実演を行う（平成 30 年度は、電子申請未利用事業場に対して初期設定代行に対する希望調査（アンケート調査）を実施し、希望事業場を順次訪問する。訪問については、令和元年度以降も引き続き実施する。）。

エ 電子申請に係る行政処理の見直し

電子申請については、給付等の手続で必要となる労働保険番号の振出が遅い等、窓口申請よりも時間を要することがあるため、平成 31 年 3 月に労働保険適用徴収システムの改修を行い、労働保険番号の早期振出等の機能強化を行った。平成 31 年 4 月以降は、当該内容を PR し、電子申請の利用促進を図る。。

また、電子申請が集中する年度更新申告期間においては、電子申請を集中的に処理する体制を整え、迅速な処理に努める（平成 30 年度から、電子申請件数の多い都道府県労働局に電子申請集中処理員を配置しているが、令和元年度は当該処理員の配置数を倍増する。）。

オ 労働保険一括有期事業開始届の廃止

一括する有期事業を開始した時は、その開始日の属する月の翌月 10 日までに、労働保険一括有期事業開始届を提出することとしているが、行政手続コスト削減の観点から、令和元年度以降、当該届の提出を廃止する。

カ 電子申請の義務化

労働保険に関する手続のうち、労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書に係るものに関しては、大法人の事業所について、電子申請を義務化する。当該申告書に係る手続を、社会保険労務士又は社会保険労務士法人が一定規模以上の事業所に代わって行う場合も同様とする。

【削減効果】ア～オの方策による削減効果は、

（1）労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告

書（継続）	21%
(2) 労働保険労働保険料・石綿健康被害救済法一般拠出金還付請求書	33%
(3) 労働保険一括有期事業報告書	2%
(4) 労働保険名称、所在地等変更届	38%
(5) 労働保険一括有期事業開始届	100%
(6) 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書（有期）	31%
(7) 労働保険関係成立届	31%

IV 雇用保険に関する手続

平成29年5月に厚生労働省において実施した事業所へのインタビュー調査の結果、紙媒体による申請と電子申請間で、書類作成時間においてはあまり差を感じられておらず、通所に要する時間や所における待ち時間の部分で、手続の所要時間の差を感じていることが明らかとなった。

このため、コストとしての「通所に要する時間」「所における待ち時間」を中心に削減することとし、これらを削減するための電子申請への移行を促す。

また、同調査では、「e-Govの初期設定が難しそうである」「電子申請についてよく知らない」といった声が寄せられた。このことから、これらの課題を解消すべく、以下の取組を実施している。

【阻害要因】「電子申請についてよく知らない」への対応

ア 組織をあげての勧奨

現状、重点的なハローワークに電子申請アドバイザーを配置し、来所事業主への勧奨・デモンストレーションを行う他、大規模事業所を中心に訪問を行っている。この取組みを拡充し、電子申請アドバイザーを倍増するとともに、雇用保険適用専門官（職員）、雇用保険相談員による勧奨を積極的に実施している。

イ 電子申請用端末の設置

ハローワークに電子申請用端末を設置し、雇用保険適用事業所設置届の提出の際や、窓口混雑時等に電子申請用端末への誘導を行い、電子申請支援サービスを行うとともに、紙媒体での届出窓口よりも優先して受付処理を行うことによるインセンティブを提示している。

【阻害要因】「e-Govの初期設定が難しそうである」、その他利便性の向上のための対応

ア ユーザーの意見、実態の情報収集

本省レベル及び労働局レベルでの定期協議会等の場も活用し、事業主等ユーザーの意見や実態について情報収集しながら、引き続き総務省、省内関係部局と意見交換・調整を行い、ユーザーの利便性を向上させる。

イ APIの活用促進

e-Gov画面を立ち上げることなく、電子申請を行うことができるAPIの活用促進を図るため、APIベンダー団体との協議により、APIの利便性をさらに高める（労働保険も対象に含むソフトの増加を図る）ための協議を行うとともに、APIの活用について事業主等ユーザーに対する周知を行っている。

ウ 電子申請の迅速化

都道府県労働局ごとに設置する電子申請センターについて、引き続き拡充を図るとともに、令和元年度のシステム改修により、申請処理を迅速化する。

以上の取り組みによる削減効果は以下のとおり。

(1) 高年齢雇用継続給付支給申請	28%
(2) 育児休業給付支給申請	26%
(3) 雇用保険被保険者資格取得届	28%
(4) 雇用保険被保険者資格喪失届	28%

エ 電子申請の義務化

雇用保険に関する手続のうち、届出件数の多い雇用保険被保険者資格取得届等の5手続に関しては、大法人の事業所について、電子申請を義務化する。当該手続を、社会保険労務士又は社会保険労務士法人が一定規模以上の事業所に代わって行う場合も同様とする。

V 特定の手続

【対策】

上記対策に加え、一定程度残ると考えられる紙媒体での届出についてワンストップ化を実現する。

具体的には、厚生年金保険、健康保険、労働保険及び雇用保険の各手続において届出契機が同じ4種の手続（※）の届出様式を統一化し、事業主の申請負担の軽減を図る。

統一様式による運用は令和元年度からとし、新様式に対するシステム改修が生じることから、令和3年度末までの5か年で取り組む。

※ 新規適用届（適用事業所設置届、労働保険関係成立届）、適用事業所全喪届（適用事業所廃止届）、被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届

統一様式については、受付窓口も統一化し、年金事務所、労働基準監督署及びハローワークにおいてそれぞれ一括して受け付けることとする。

【削減効果】

5 %

3 コスト計測

1. 選定理由

社会保険等手続全体の大部分（約90%）を占める主要な手続である。

2. 方法及び計測時期

平成29年5月に事業所（事業所規模別に選定）及び社会保険労務士に対してインバウンド調査を実施。

この結果を基に、平成30年以降、毎年5月に効果を測定する予定。

3. コスト計測の試算結果

別紙（コスト計測対象とした社会保険手続について、一定の仮定を設定して試算した結果）のとおり。

※ 削減効果は、いずれも、平成29年6月までに厚生労働省が実施した事業所ヒアリングに基づき試算したものであり、今後、対策を進める中で、電子申請の利用比率が想定と異なって推移すること等により、記載している削減効果は変化しうる。また、大法人の事業所における電子申請の義務化などの効果が上乗せとなる。

総時間と削減時間の試算（社会保険）

	総時間（千時間）	削減時間（千時間）	削減率
厚生年金保険			
被保険者賞与支払届	1,129	159	14.1%
被保険者報酬月額算定基礎届	1,297	171	13.2%
厚生年金保険70歳以上被保険者 算定基礎・月額変更・賞与支払届	342	40	11.8%
被保険者住所変更届	731	731	100.0%
被保険者氏名変更届	237	237	100.0%
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	813	124	15.3%
健康保険被扶養者（異動）届	5,167	320	6.2%
被保険者資格取得届	3,422	789	23.0%
被保険者資格喪失届	3,163	735	23.2%
健康保険被保険者資格証明書交付申請書	414	214	51.6%
健康保険			
被保険者賞与支払届	1,704	196	11.5%
被保険者報酬月額算定基礎届	859	99	11.5%
被保険者住所変更届	3,074	3,006	97.8%
被扶養者異動届	8,628	1,230	14.3%
健康保険被保険者証再交付申請書	1,143	87	7.6%
被保険者資格取得届	1,259	177	14.1%
被保険者資格喪失届	1,074	151	14.1%
雇用保険			
高年継続給付支給申請	6,998	2,025	28.9%
育児休業給付支給申請	3,328	874	26.3%
被保険者資格取得届	13,816	3,999	28.9%
被保険者資格喪失届	11,054	3,192	28.9%
労働保険			
労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書（継続）	44,489	9,607	21.6%
労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金還付請求書	380	128	33.8%
労働保険一括有期事業報告書	4,881	124	2.5%
労働保険名称、所在地変更届	367	142	38.7%
労働保険一括有期事業開始届	1,187	291	24.5%
労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書（有期）	315	100	31.8%
労働保険関係成立届	839	267	31.9%

A 特定の時期に提出するもの

B 定期的又は不定期に提出するもの

C 基本的に1回限り提出するもの

A
A
A
B
B
B
B
C
C
C
A
A
B
B
B
C
C
B
B
C
A
A
B
B
B
B
C